○衆議院比例代表選出選挙長
一　衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を定めた件　三〇　三

○衆議院比例代表選出東海選挙区選挙長
一　衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を定めた件　三〇　三

○衆議院比例代表選出近畿選挙区選挙長
一　衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を定めた件　三〇　三

○衆議院比例代表選出中国選挙区選挙長
一　衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を定めた件　三〇　三

○衆議院比例代表選出四国選挙区選挙長
一　衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を定めた件　三〇　三

○衆議院比例代表選出九州選挙区選挙長
一　衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を定めた件　三〇　三

○消　防　庁
一　消防法施行規則第四条の四第五項に規定する防炎表示登録表示者の公示に関する件　二三　五

○法　務　省
一　公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　五　二
二　民事裁判情報の活用の促進に関する法律第四条第一項の規定に基づき、民事裁判情報の活用の促進に関する基本的な方針を定める告示　一五８四八　二
三　公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　一九　二
四　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件　二一　七
五　公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　二六　五
六　公証人法第八条の規定により公証人の職務を行わせる件の一部を改正する件　二六　五
七　公証人法第八条の規定により配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する認証に関する事務を行わせる件の一部を改正する件　二六　五
八　公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　二八　五
九　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件　二九　二

○外　務　省
一　絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の附属書Ⅲの改正に関する件　六　一
二　返納を命じた旅券を無効とする件　六　一
三　日本型工学系高等教育による技術者育成環境整備計画のための贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の書簡の交換に関する件　七　二
四　南部地域における中核病院整備計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件　七　三
五　ラオス人民民主共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件　七　三
六　東ティモール民主共和国政府に対する贈与に関する日本国政府と東ティモール民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件　七　三
七　返納を命じた旅券を無効とする件　八　三
八　円借款の供与に関する日本国政府とネパール政府との間の書簡の交換に関する件　八　三
九　返納を命じた旅券を無効とする件　九　六
一〇　重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件　九　一
一一　国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示　九特1　二
一二　円借款の供与に関する日本国政府とモロッコ王国政府との間の書簡の交換に関する件　一五　四
一三　円借款の供与に関する日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の書簡の交換に関する件　一五　五
一四　情報の保護に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件　一六　二
一五　トンガ王国政府に対する政府安全保障能力強化支援に関する日本国政府とトンガ王国政府との間の書簡の交換に関する件　一九　二
一六　返納を命じた旅券を無効とする件　一九　三
一七　円借款の供与に関する日本国政府とベナン共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二一　七
一八　円借款の供与に関する日本国政府とウズベキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二一　八
一九　国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイラク前政権の機関、高官又はその関係者等を指定する件の一部を改正する件　二二　一
二〇　エスワティニ王国政府に対する贈与に関する日本国政府とエスワティニ王国政府との間の書簡の交換に関する件　二三　六
二一　コートジボワール共和国におけるサヘル地域近隣州における国境管理能力強化計画のための贈与に関する日本国政府と国際移住機関との間の書簡の交換に関する件　二三　六